

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～146 (略)</p> <p>037 交換用胃瘻カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「<u>短期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>長期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>短期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>長期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>空腸瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>短期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>長期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>短期的使用経腸栄養キット</u>」、「<u>長期的使用経腸栄養キット</u>」又は「<u>医薬品投与用長期的使用胃瘻チューブ</u>」であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>038～146 (略)</p> <p>147 内視鏡用粘膜下注入材</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であ</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～036 (略)</p> <p>037 交換用胃瘻カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「<u>短期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>長期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>短期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>長期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>空腸瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>短期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>長期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>短期的使用経腸栄養キット</u>」又は「<u>長期的使用経腸栄養キット</u>」であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>038～146 (略)</p> <p>147 内視鏡用粘膜下注入材</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であ</p>

って、一般的名称が「内視鏡用粘膜下注入材」であること。

- (2) 内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液又はアルギン酸ナトリウム溶液であること。

148～202 (略)

Ⅲ～Ⅷ (略)

って、一般的名称が「内視鏡用粘膜下注入材」であること。

- (2) 内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液であること。

148～202 (略)

Ⅲ～Ⅷ (略)